

# 自由権規約 NGO レポート（LOI・パラ 20 技能実習）

## <追加レポート>

\* LOI・パラ 20 技能実習（規約第 8 条）

\* 技能実習制度に対する効果的な改善措置

## 2. 技能実習制度の根幹的問題点（補足）

前回のレポートでは、技能実習制度の根幹的な問題として、転職の自由なし、多額の借金、強制帰国という 3 点を挙げ、その結果、さまざまな人権問題が発生していることを指摘した。

この追加レポートでは、ここ数年、特に問題点として浮上してきた技能実習生に対する暴力と妊娠・出産に対する制約について報告する。

### （1）暴力事件

技能実習生が実習先の日本人上司や日本人の同僚から暴力を受けることがある。特に、建設業において暴力は珍しくない。

2022 年 1 月に明らかになったケースでは、技能実習生本人が「暴行は、来日から 1 カ月ほど経ったころ、始まりました。外国人で日本語が下手だったということだけで、仕事でも仕事の後も、バカにされ、毎日のように暴力が続きました。日本人の同僚に安全靴で左胸を蹴られてろっ骨が 3 本折られたり、先のとがった工具で足の裏を 2 回刺されたりもしました。しかし、相談せず我慢していました。もし相談したら、会社の人に嫌われ、退職・帰国せざる得なくなり、借金が返せなくなってしまうだろうと思ったからです」とマスコミに証言している。

このケースを契機に、政府は監理団体や実習実施者向けに注意喚起文書を出したが、実効性はおぼつかない。

こうした暴力の背景には、基本的に転職の自由がなく、多額の借金を負っていること、さらに日本語があまり話せず反論もできないこと等からくる、技能実習生の強度な脆弱性がある。技能実習制度自体が、暴力を誘発していると言ってよい。

### （2）妊娠・出産への制約

技能実習生は、3 年～5 年間、転職しない労働力として期待されており、その限られた期間、基本的に労働力を継続して提供することができるよう、妊娠・出産について制約を受けていることが多い。2021 年に移住連が実施した調査でも、女性技能実習生の 8 割近くが、妊娠・出産における不当な制約を受けていることが明らかとなった。制約しているのは、送出し機関・監理団体・実習実施者などである。

こうした状況に対して、政府は 2019 年、2021 年の 2 度にわたり監理団体や実習実施者向けに注意喚起文書を出し、技能実習生向けにも啓発を始めた。

しかし、技能実習生の支援団体には、妊娠したら帰国しなければならないと思い込まされたりして、実習実施者や監理団体に妊娠の事実を伝えることに恐怖感を抱いている技能実習生からの相談は少ない。また、妊娠の事実を伝えたことにより解雇されるというケースも珍しくない。

こうした状況の背景には、一定期間就労した後、必ず帰国しなければならないというローテーション政策が生み出す、ヒトとして受け入れるのではなく、労働力としてのみ受け入れるという、非人間的な構造がある。

## 3. 日本政府報告に関するファクトチェック（LOI パラ 20）

### (a) 強制帰国について（追加報告）

前回のレポートでは、この項の第二段落最後に、「なお、こうしたデータは、2019 年以降公開されなくなっている」と記載していたが、その後、NGO 側からの働きかけが功を奏して、2021 年に過去 3 年分のデータが開示された。

それによれば、技能実習生が途中帰国する場合に空海港で行われる意思確認の件数及び強制帰国の申

告数は、2018年は約1.7万件：14件、2019年は約1.86万件：12件、2020年は約1.1万件：1件となっている。途中帰国する技能実習生に対する意思確認票によるチェックが、有効な対策となっていない状況に変化はない。

**(c) (d) 実地調査の回数等**（差し替え）

2020年度の技能実習機構による実地検査数は、実習実施者へは17,308件、監理団体には3,363件である。同年度末の実習実施者数はほぼ7万件であり、3年に1回の実地検査という目標達成にはまだ達していない。他方、同時期の監理団体数はほぼ3.2千件であり、1年に1回という目標はほぼ達成している。この背景には、技能実習機構が人員及び予算において大幅に拡充されたことがある。

技能実習機構による法令違反の指摘は「指導」として行われているが、実地検査対象数の4割強にとどまる。他方、労働基準監督機関による実習実施者に対する監督指導においては、毎年ほぼ7割において労働基準関係法令違反が見られる。したがって、技能実習機構が、十分なチェック機能を果たしているとは評価できない。

また、監理団体の許可取消しは、2017年11月の技能実習法施行以降2022年6月までの5年弱の間に累計33件、改善命令は18件であった。実習実施者に対する技能実習計画の認定取消しは、同期間に累計325社（4,115件）、改善命令は15件となっている。許可・認定の取消しや改善命令等の行政処分は、その対象数に比して極めて少なく、十分には機能していない。

**(e) 技能実習生による申立**（差し替え）

2020年度の技能実習生による技能実習機構への申立は、82件であった。2020年末の技能実習生数が約38万人であることから考えるに、申立件数は著しく少なく、技能実習制度に対するチェック機能を十分に果たしているとは言えない。

<作成> 移住者と連帯する全国ネットワーク